

件名

金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第二百八条の二十八第一項の規定に基づき、金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十二号）の一部を次のように改正する。

令和五年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後

(別添様式第三号)

(第一面) [略]

(第二面)

(単位：百万円、%)

項番 (国際様式 (LR2) の該当番号)	項目	当期末	前期末
[略]			

(注)

〔1〕～〔4〕 略]

(5) 連結レバレッジ比率

[a～c 略]

d 項番 26 「適用する所要連結レバレッジ比率」には、三パーセント (連結レバレッジ比率告示第六条第六項の規定の適用があるとき) において、三・一五パーセント) を記載すること。

e 項番 27 「適用する所要連結レバレッジ・バッファ率」には、連結自己資本規制比率告示第二条の二第五項第一号に定める比率に〇・五を乗じて得た比率 (連結レバレッジ比率告示第二項ただし書に規定するときにあっては、当該比率に〇・〇五パーセントを加えて得た比率) を記載すること。

(6) 日本銀行に対する預け金を算入する場合の連結レバレッジ比率

a 連結レバレッジ比率告示第六条第六項の規定の適用があるときに限り、記載することとし、当該規定の適用がない場合には、この項目に係る行の全体を削除することができる。

b [略]

〔7〕・〔8〕 略]

(別添様式第九号)

(第一面)

(単位：百万円、%)

TLAC1：TLACの構成

改正前

(別添様式第三号)

(第一面) [同左]

(第二面)

(単位：百万円、%)

項番 (国際様式 (LR2) の該当番号)	項目	当期末	前期末
[同左]			

(注)

〔1〕～〔4〕 同左]

(5) [同左]

[a～c 同左]

d 項番 26 「適用する所要連結レバレッジ比率」には、三パーセント (連結レバレッジ比率告示第二条第一項ただし書の規定により金融庁長官が別に定める比率を適用する場合) において、当該比率) を記載すること。

e 項番 27 「適用する所要連結レバレッジ・バッファ率」には、連結自己資本規制比率告示第二条の二第五項第一号に定める比率に〇・五を乗じて得た比率を記載すること。

(6) [同左]

a 連結レバレッジ比率告示第二条第一項ただし書の規定により金融庁長官が別に定める比率を適用する場合に限り記載することとし、当該比率を適用しない場合においては、この項目に係る行の全体を削除することができる。

b [同左]

〔7〕・〔8〕 同左]

(別添様式第九号)

(第一面)

(単位：百万円、%)

TLAC1：TLACの構成

【略】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示及び最終指定親会社T L A C告示において使用する用語の例によるものとする。

[a ~ d 略]

(1) 【略】

(2) 連結自己資本規制比率上の外部T L A C

a 【略】

b 項番3「子会社発行のT L A C非適格その他Tier 1資本の額」の項には、自金融機関の連結子会社が自金融機関以外の第三者に発行しているその他Tier 1資本で、自金融機関の連結自己資本規制比率の算出に当たってその他Tier 1資本の額に算入されている額を記載すること。

c 項番4「その他のその他Tier 1資本に係る調整項目」の項には、連結自己資本規制比率告示第六条第一項第一号から第三号までに掲げる額のうち最終指定親会社T L A C告示第四条第一項第二号から第七号までに掲げる額に該当しないもの額及び連結自己資本規制比率告示第六条第一項第五号に掲げるその他Tier 1資本に係る調整後非支配株主持分等の額の合計額を記載すること。

d 【略】

e 項番8「子会社発行のT L A C非適格Tier 2資本の額」の項には、自金融機関の連結子会社が自金融機関以外の第三者に発行しているTier 2資本で、自金融機関の連結自己資本規制比率の算出に当たってTier 2資本の額に算入されている額を記載すること。

f 項番9「その他のTier 2資本に係る調整項目」の項には、連結自己資本規制比率告示第七条第一項第一号から第三号までに掲げる額のうち最終指定親会社T L A C告示第四条第一項第五号から第七号までに掲げる額に該当しないもの額及び連結自己資本規制比率告示第七条第一項第五号に掲げるTier 2資本に係る調整後非支配株主持分等の額の合計額を記載すること。

【同左】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示及び最終指定親会社T L A C告示において使用する用語の例によるものとする。

[a ~ d 同左]

(1) 【同左】

(2) 【同左】

a 【同左】

b 項番3「子会社発行のT L A C非適格その他Tier 1資本の額」の項には、自金融機関の連結子会社が自金融機関以外の第三者に発行しているその他Tier 1資本で、自金融機関の連結自己資本規制比率の算出に当たってその他Tier 1資本の額に算入されている額を記載すること。ただし、平成三十四年三月三十一日前は、記載することを要しない。

c 項番4「その他のその他Tier 1資本に係る調整項目」の項には、連結自己資本規制比率告示第六条第一項第一号から第三号までに掲げる額のうち最終指定親会社T L A C告示第四条第一項第二号から第七号までに掲げる額に該当しないもの額及び連結自己資本規制比率告示第六条第一項第五号に掲げるその他Tier 1資本に係る調整後非支配株主持分等の額（ただし、平成三十四年三月三十一日前において、最終指定親会社T L A C告示附則第三条第一項の規定によりその他Tier 1資本に係る調整後非支配株主持分等の額を外部T L A Cに係る基礎項目の額に算入する場合には、計上することを要しない。）の合計額を記載すること。

d 【同左】

e 項番8「子会社発行のT L A C非適格Tier 2資本の額」の項には、自金融機関の連結子会社が自金融機関以外の第三者に発行しているTier 2資本で、自金融機関の連結自己資本規制比率の算出に当たってTier 2資本の額に算入されている額を記載すること。ただし、平成三十四年三月三十一日前は、記載することを要しない。

f 項番9「その他のTier 2資本に係る調整項目」の項には、連結自己資本規制比率告示第七条第一項第一号から第三号までに掲げる額のうち最終指定親会社T L A C告示第四条第一項第五号から第七号までに掲げる額に該当しないもの額及び連結自己資本規制比率告示第七条第一項第五号に掲げるTier 2資本に係る調整後非支配株主持分等の額（ただし、平成三十四年三月三十一日前において、最終指定親会社T L A C告示附則第三条第二項の規定によりTier 2資本に係る調整後非支配株主持分等の額を外部T L A Cに係る基礎項目の額に算入する場合には、計上することを要しない。）の合計額を記載す

<p>(3) 連結自己資本規制比率外の外部TLAC</p> <p>a 略</p> <p>b 項番 16 「資本再構築のための事前のコミットメント相当額」の項には、<u>自金融機関が最終指定親会社TLAC告示第二条第二項の規定を適用して外部TLAC比率を算出している場合には、同項に規定する額を記載すること。</u></p> <p>〔4〕～〔6〕 略</p> <p>(7) 日本銀行に対する預け金を算入する場合の総エクスポージャーベース外部TLAC比率</p> <p>a <u>連結レバレッジ比率告示第六条第六項の規定の適用があるときに限り、記載することとし、当該規定の適用がない場合には、この項全体を削除することができる。</u></p> <p>b 「日本銀行に対する預け金の額」の項には、<u>連結レバレッジ比率告示第六条第六項の規定により、総エクスポージャーの額を算入しない日本銀行に対する預け金の額を記載する。</u></p> <p>〔削る。〕</p> <p style="text-align: center;">〔 第二面 〕 ・ 〔 第三面 〕 略</p> <p>(例添付式第十号)</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円、%)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">KM2：主要な指標 (TLAC要件)</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>〔注〕</p> <p>この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>〔a～j 略〕</p> <p>〔削る。〕</p>	KM2：主要な指標 (TLAC要件)	略	<p>ること。</p> <p>(3) 同左]</p> <p>a 同左]</p> <p>b 項番 16 「資本再構築のための事前のコミットメント相当額」の項には、<u>自金融機関が最終指定親会社TLAC告示第二条第二項の規定を適用して外部TLAC比率を算出している場合には同項各号に掲げる区分に応じ当該同項各号に定める額を記載すること。</u></p> <p>〔4〕～〔6〕 同左]</p> <p>(7) 同左]</p> <p>a <u>最終指定親会社TLAC告示第十一条ただし書の規定により金融庁長官が別に定める比率を適用する場合に限り、記載することとし、当該比率を適用しない場合にあつては、この項全体を削除することができる。</u></p> <p>b 「日本銀行に対する預け金の額」の項には、<u>連結レバレッジ比率告示第五条第四項の規定により、総エクスポージャーの額を算入しない日本銀行に対する預け金の額を記載する。</u></p> <p>c (7)の全ての項につき、「前期末」が令和二年六月三十日前となる場合には、当該欄を記載することを要しない。</p> <p style="text-align: center;">〔 第二面 〕 ・ 〔 第三面 〕 同左]</p> <p>(例添付式第十号)</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円、%)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">KM2：主要な指標 (TLAC要件)</td> </tr> <tr> <td>同左]</td> </tr> </table> <p>〔注〕</p> <p>この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>〔a～j 同左]</p> <p>k ロ欄からホ欄までにつき、「前四半期末」、「前々四半期末」、「の前四半期末」及び「の前四半期末」がそれぞれ平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄を記載することを要しない。</p>	KM2：主要な指標 (TLAC要件)	同左]
KM2：主要な指標 (TLAC要件)					
略					
KM2：主要な指標 (TLAC要件)					
同左]					
備考 表中の「」の記号は注記の号。					

附 則

(適用時期)

1 この告示は、令和六年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の規定は、この告示の適用の日以後に終了する事業年度、中間事業年度又は最終指定親会社四半期に係る書面について適用し、同日前に終了した事業年度、中間事業年度又は最終指定親会社四半期に係る書面については、なお従前の例による。